

住宅ローン契約規定(元利均等型)新旧対照表

2017年3月2日改定

新	旧
<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)当社は、本項 2 号の借入金利の変更が行われる場合、新借入金利適用日の 1 ヶ月前までに新しい借入金利および毎回の元金返済額(以下「毎回返済額」といいます)の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。</u></p> <p><u>(6)当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項 1 号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</u></p> <p>3. <u>返済額の変更</u></p> <p>(1)本条 2 項 2 号により借入金利が変更されても、借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日を経過した本条 2 項 3 号の新借入金利の適用日までは、<u>毎回返済額</u> は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、毎回返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。</p> <p>(2)<u>当社は、借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日(以下、「毎回返済額計算基準日」といい、5 年ごとの応当日も同様とします)において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて、毎回返済額計算基準日以降最初に到来する 1 月の約定返済日から次の毎回返済額計算基準日以降最初に到来する 12 月の約定返済日まで(以下「同一返済額期間」といいます)の新しい毎回返済額(以下「新返済額」といいます)を算出するものとし、それに従い、お客</u></p>	<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項 1 号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</u></p> <p>3. <u>借入金利の変更にともなう返済額の変更</u></p> <p>(1) 本条 2 項 2 号により借入金利が変更されても、借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日を経過した本条 2 項 3 号の新借入金利の適用日までは、<u>毎回の元金返済額(以下「毎回返済額」といいます)</u> は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、毎回返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。</p> <p>(2)借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日において、<u>当社は、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて新しい毎回返済額(以下「新返済額」といいます)を算出するものとします。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を超えないものとします。なお、新しい毎回返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、本項 1 号に準じ 5 年間に変更しないものとします。</u></p>

<p>さまは同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を超えないものとします。なお、新返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新返済額に係る同一返済額期間は変更しないものとします。</p> <p>(3) 当社は、原則として、前号の新返済額による返済の開始日の 2 ヶ月前までに新返済額(元金・利息の内訳)および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。</p> <p>4. (略)</p>	<p>(3) 前号の新しい毎回返済額による返済は、本条 2 項 3 号の新借入金利の適用日以降最初に到来する約定返済日から開始します。【削除】</p> <p>(4) 本項 2 号および 3 号は、借入後 10 回目の 10 月 1 日基準日における借入金利および毎回返済額の変更についても適用するものとし 15 回目以降も同様とします。【削除】</p> <p>(5) 借入金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、本条 2 項 3 号の新借入金利の適用日の 1 ヶ月前までに新しい借入金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを当社所定の方法にて通知するものとします。</p> <p>4. (略)</p>
--	--

2016 年 6 月 10 日改定

新	旧				
<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>1. お客さまが<u>万一告知義務違反その他の理由により</u>本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>	<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>1. お客さまが<u>被保険者になれないこと、その他の理由により</u>本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>				
<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>1. お客さまが<u>万一告知義務違反その他の理由により</u>本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>	<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>1. お客さまが<u>被保険者になれないこと、その他の理由により</u>本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>				
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. (2) 株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="151 1951 778 1995"> <tr> <td>登録情報</td> <td>登録期間</td> </tr> </table>	登録情報	登録期間	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. (2) 株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="818 1951 1445 1995"> <tr> <td>登録情報</td> <td>登録期間</td> </tr> </table>	登録情報	登録期間
登録情報	登録期間				
登録情報	登録期間				

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、 <u>延滞解消</u> 等)	契約継続中および <u>契約終了後5年以内</u>	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および <u>完済日から5年を超えない期間</u>
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および <u>契約終了後5年以内</u>	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	<u>当該事実の発生日から5年を超えない期間</u>
債権譲渡の事実にかかる情報	<u>当該事実の発生日から1年以内</u>	延滞情報	<u>延滞継続中</u>
		延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	<u>当該事実の発生日から1年を超えない期間</u>
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	<u>照会日から6ヶ月以内</u>	この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	<u>申込日から6ヶ月を超えない期間</u>
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申入れたことを表す情報、その他の本人申告情報	登録日から5年間	日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申入れたことを表す情報、その他の本人申告情報	登録日から5年間
(略)		(略)	
3.(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関		3.(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関	
① 全国銀行個人信用情報センター		① 全国銀行個人信用情報センター	
http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html		http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html	
Tel :03-3214-5020		Tel :03-3214-5020	
② (株)日本信用情報機構		② (株)日本信用情報機構	
http://www.jicc.co.jp		http://www.jicc.co.jp	
Tel : <u>0570-055-955</u>		Tel : <u>0120-441-481</u>	
(略)		(略)	

2015年1月29日改定

新	旧
---	---

<p>第3条 元利金の計算方法</p> <p>(略)</p> <p>7. 最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。</p>	<p>第3条 元利金の計算方法</p> <p>(略)</p> <p>7. 最終回の約定返済額は<u>利息計算の端数処理のため</u>、通常の約定返済額と異なる場合があります。</p>
<p>第5条 約定返済</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものととして取扱います。</u></p> <p>3. <u>お客さまは毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とします)までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、当社所定の引落日に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</u></p> <p>4. <u>毎回の約定返済額相当額の預け入れが第1項に定める日(第2項の適用がある場合は、第2項に定める日とします)より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5条 約定返済</p> <p>(略)</p> <p>2. 約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合は、当該休日直後の当社の営業日を約定返済日とします。</p> <p>3. <u>お客さまは毎月の約定返済日までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、約定返済日にその日の約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</u></p> <p>4. <u>毎回の約定返済額相当額の預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</u></p> <p>(略)</p>

<p>第 6 条 変動金利の適用</p> <p>3. 借入金利の変更にもなう返済額の変更</p> <p>(略)</p> <p>(2) 借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日において、当社は、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて新しい毎回返済額(以下「新返済額」といいます)を算出するものとします。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を超えないものとします。なお、新しい毎回返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、本項 1 号に準じ 5 年間は変更しないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 6 条 変動金利の適用</p> <p>3. 借入金利の変更にもなう返済額の変更</p> <p>(略)</p> <p>(2) 借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日において本条 2 項 2 号により借入金利の変更が行われた場合には、当社は、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて新しい毎回返済額(以下「新返済額」といいます)を算出するものとします。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を超えないものとします。なお、新しい毎回返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、本項 1 号に準じ 5 年間は変更しないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(略)</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、<u>固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。</u>なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(略)</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>
<p>第 9 条 繰上返済</p>	<p>第 9 条 繰上返済</p>

<p>2. 一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとし、この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとし、</p>	<p>2. 一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとし、この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、<u>利息計算の端数処理のため</u>、通常約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとし、</p>
---	---

2014年2月24日改定

新	旧												
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。</p> <p>(1)全国銀行個人信用情報センター</p>	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。</p> <p>(1)全国銀行個人信用情報センター</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録情報</th> <th style="text-align: center;">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td style="vertical-align: top;">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位</td> <td style="vertical-align: top;">この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録情報</th> <th style="text-align: center;">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td style="vertical-align: top;">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位</td> <td style="vertical-align: top;">この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え
登録情報	登録期間												
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間												
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え												
登録情報	登録期間												
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間												
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超え												

弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	ない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報	当該事実の発生日から5

弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	ない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報	当該事実の発生日から5

(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	年を超えない期間	(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中	延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間	延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヶ月を超えない期間	この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヶ月を超えない期間
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申入れたことを表す情報、その他の本人申告情報等	登録日から5年間	官報情報	宣告日または決定日から7年間

2012年4月1日改定

新	旧
<p>第14条 団体信用生命保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社の関連会社である三井住友信託銀行株式会社を保険契約者とし、当社を保険金受取人とする団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p>	<p>第14条 団体信用生命保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社の関連会社である住友信託銀行株式会社を保険契約者とし、当社を保険金受取人とする団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p>
<p>第15条 特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社の関連会社である三井住友信託銀行株式会社を保険契約者とする特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険を当社の指定する損害保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p>	<p>第15条 特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社の関連会社である住友信託銀行株式会社を保険契約者とする特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険を当社の指定する損害保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p>

2012年1月11日改定

新	旧
第3条 元利金の計算方法	第3条 元利金の計算方法

<p>1～5. 略</p> <p>6. 借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、<u>本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、第1回の元利金返済額に加えて返済するものとします。</u></p> <p>7. 略</p>	<p>1～5. 略</p> <p>6. 借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合、その端数日数の利息については、銀行所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、第1回の元利金返済額に加えて返済するものとします。</p> <p>7. 略</p>
<p>第5条 約定返済</p> <p>1～2. 略</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、約定返済日にその日の約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いをせず、その全額について返済は遅延するものとします。<u>返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</u></p> <p>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</p> <p>5. 略</p>	<p>第5条 約定返済</p> <p>1～2. 略</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、約定返済日にその日の約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いをせず、その全額について返済は遅延するものとします。</p> <p>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。</p> <p>5. 略</p>
<p>第6条 変動金利の適用</p>	<p>第6条 変動金利の適用</p>

<p>1. 略</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後 60 ヶ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、借入後 60 ヶ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日から、新借入金利適用日直前の基準日(新借入金利適用日が、6 月の約定返済日の翌日の場合は 4 月 1 日、12 月の約定返済日の翌日の場合は 10 月 1 日)における借入要項に定める変動金利タイプ選択時の金利タイプ変更後の金利を適用するものとします。</p> <p>(5) 略</p>	<p>1. 略</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後 60 ヶ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、借入後 60 ヶ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日から、新借入金利適用日直前の基準日(新借入金利適用日が、6 月の約定返済日の翌日の場合は 4 月 1 日、12 月の約定返済日の翌日の場合は 10 月 1 日)における借入要項に定める変動金利タイプ選択時の金利タイプ変更後の金利(以下、借入要項に定める金利タイプ変更後の金利を「<u>変更後借入金利</u>」といいます)を適用するものとします。</p> <p>(5) 略</p>
<p>3. 借入金利の変更にもなう返済額の変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日において本条 2 項 2 号により借入金利の変更が行われた場合には、当社は、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて新しい毎回返済額(以下「<u>新返済額</u>」といいます)を算出するものとします。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>3. 借入金利の変更にもなう返済額の変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日において本条 2 項 2 号により借入金利の変更が行われた場合には、当社は、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息にもとづいて新しい毎回返済額(以下「<u>新返済額</u>」といいます)を算出するものとし、それに従い、借主は本項 3 号の支払開始のときより<u>支払います</u>。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>第 7 条 固定金利の適用</p> <p>1. 略</p> <p>2. 約定返済額</p> <p>(1) 固定金利適用期間終了日までの適用期間中は、第 1 条 3 項または 4 項の場合を除き、固定金利の借入金利お</p>	<p>第 7 条 固定金利の適用</p> <p>1. 略</p> <p>2. 約定返済額</p> <p>(1) 固定金利適用期間終了日までの適用期間中は、第 1 条 3 項または 4 項の場合を除き、固定金利の借入金利お</p>

<p>よび約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利適用の<u>適用開始日</u>現在の元金残高、<u>適用される固定金利</u>、<u>最終回約定返済日</u>までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>よび約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利適用日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。</p> <p>(2) 略</p>
<p>第8条 金利タイプの変更</p> <p>1. 変動金利からの変更</p> <p>(1) 変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、<u>約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日以降最初に到来する約定返済日(ただし約定返済日当日の申し出は不可)の翌日におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利特約タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし、お客さまの申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用するものとします。</u></p> <p>(2) 変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を<u>一旦選択した後、金利切替日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</u></p>	<p>第8条 金利タイプの変更</p> <p>1. 変動金利からの変更</p> <p>(1) 変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される金利は、原則としてその申出日以降最初に到来する約定返済日(ただし約定返済日当日の申し出は不可)の翌日の固定金利特約タイプ選択時の「<u>変更後借入金利</u>」とし、お客さまの申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用するものとします。</p> <p>(2) 変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。</p>
<p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに<u>固定金利適用期間の変更はできないものとします。本項2号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金</u></p>	<p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利期間の変更はできないものとします。本項2号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当</p>

<p>利は当該終了日の翌日における変動金利タイプの<u>基準金利</u>にもとづく、<u>借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし</u>、当該終了日の翌日より適用します。これにより、以後借入金利が上げられ、支払うべき利息が毎回返済額を超える場合には、第6条4項の未払利息に関する規定が適用されます。</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限る、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作による<u>申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択</u>することができます。<u>なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</u></p> <p>(3) 前号の場合、<u>借入金利は、従来の固定金利適用期間終了日の翌日(新たな固定金利適用開始日)における、お客さまが選択した適用期間に対する基準金利にもとづく、借入要項に記載された固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</u></p>	<p>当該終了日の翌日における変動金利タイプ<u>選択時の「変更後借入金利」とし</u>、当該終了日の翌日より適用します。これにより、以後借入金利が上げられ、支払うべき利息が毎回返済額を超える場合には、第6条4項の未払利息に関する規定が適用されます。</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限る、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、当社所定の適用期間にかかる固定金利を選択することができます。ただし、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後は、取り消すことはできません。</p> <p>(3) 前号の場合、新たな固定金利適用開始日における、お客さまが選択した特約期間の<u>固定金利特約タイプ選択時の「変更後借入金利」</u>を借入金利とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</p>
<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 第5条に定める約定返済を遅延し、<u>当社から書面により督促をしても、次の約定返済日までに当該遅延した元利金およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。</u></p> <p>(2) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 第5条に定める約定返済を遅延し、次の約定返済日までに当該遅延した元利金額およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。</p> <p>(2) <u>支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立てがあったとき。</u></p> <p>(3) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>お客さまの預金その他の当社に対する債権、または債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</u></p>

	<p>(5) <u>本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</u></p> <p>(6) <u>本契約にもとづく債務の保証提携先から保証の取消、解除の申し出があったとき。</u></p> <p>(7) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p> <p>(8) <u>担保の目的物について、当社の指定する期間の長期火災保険契約その他当社の指定する損害保険契約を締結しなかったとき。</u></p>
<p>2. 略</p> <p>(1) お客さまが第 11 条の 2 第 1 項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第 11 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 11 条の 2 第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。</p> <p>(2) <u>本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</u></p> <p>(3) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(4) <u>支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</u></p> <p>(5) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(6) <u>お客さまが当社に保有する返済用預金口座またはお客さまの当社に対する預金その他の当社に対する債権、または債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</u></p> <p>(7) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明し</p>	<p>2. 略</p> <p>(1) お客さまが第 11 条の 2 第 1 項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第 11 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 11 条の 2 第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。</p> <p>(2) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(3) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(4) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。</p> <p>(5) <u>連帯保証人または本契約にもとづく債務の保証提携先に本項各号のいずれかの事由があるとき。</u></p> <p>(6) <u>お客さまが本規定に違反したとき。</u></p>

<p>たとき。</p> <p>(8) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(9) <u>連帯保証人に前項 1 号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</u></p>	
<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. <u>お客さままたは連帯保証人は</u>、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>2. <u>お客さままたは連帯保証人は</u>、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、<u>お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも</u>、当社になんらの請求をすることができません。また、当社に損害が生じたときには、<u>お客さままたは連帯保証人がその責任を負うもの</u>とします。</p>	<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. <u>お客さまは</u>、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>2. <u>お客さまは</u>、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、<u>お客さまに損害が生じた場合にも</u>、当社になんらの請求をすることができません。また、当社に損害が生じたときには、<u>お客さまがその責任を負うもの</u>とします。</p>
<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、<u>当社の関連会社である住友信託銀行株式会社を</u> 保険契約者とし、<u>当社を</u> 保険金受取人とする団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>1. <u>お客さまが被保険者となれないこと</u>、その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて<u>当社または保険契約者に</u>何らの異議を述べないものとしま</p>	<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、<u>当社を</u> 保険契約者兼保険金受取人とする団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>1. <u>お客さまが被保険者となれないこと</u>、その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて<u>当社</u> に何らの異議を述べないものとします。</p> <p>2 ~ 4. 略</p>

<p>す。</p> <p>2～4. 略</p>	
<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、<u>当社の関連会社である住友信託銀行株式会社を</u> <u>保険契約者とする</u>特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険を当社の指定する損害保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>1. お客さまが被保険者となれないこと、その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて<u>当社</u>または<u>保険契約者</u>に何らの異議を述べないものとします。</p> <p>2～4. 略</p>	<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、<u>当社を</u> <u>保険契約者とする</u>特定疾病および重度慢性疾患のみ担保特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険を当社の指定する損害保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。</p> <p>1. お客さまが被保険者となれないこと、その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて<u>当社</u>に何らの異議を述べないものとします。</p> <p>2～4. 略</p>
<p>第 26 条 合意管轄</p> <p>お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と<u>することに合意</u>します。</p>	<p>第 26 条 合意管轄</p> <p>お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 32 条 住宅融資保険</p> <p>(削除)</p>	<p>第 32 条 住宅融資保険</p> <p>住宅融資保険付保ありのお客さまは、当社を契約者とし独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)を保険者とする住宅融資保険を付保したことおよび下記の各号について承諾します。</p> <p>1. お客さまが当社に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められた時に機構が当社に対し保険金を支払うこと</p> <p>2. 保険金の支払いにより当社から機構へ住宅ローン債権が移転(以下「保険代位」といいます。)すること</p> <p>3. 機構が当社に対し保険金を支払った場合でも、これに</p>

	<p>よりお客さまの住宅ローン債務が消滅するものではなく、保険代位により機構が債権者となり当該債務の回収を行うこと</p> <p>4. 保険代位後、機構はお客さまに対する住宅ローン債権の管理回収を、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)に規定する債権回収会社に委託する場合があること</p>
--	--

2011年7月28日改定

新	旧
<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p>(1) お客さまが第11条の2第1項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第11条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。</p> <p>2. (2)～(8)略</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p>(1) お客さまが第11条の2第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第11条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。</p> <p>2. (2)～(8)略</p>
<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. <u>お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および</u>次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係</u></p>	<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さまは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団員</p> <p>(3) 暴力団準構成員</p>

<p>を有すること</p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>(5) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(6) 【削除】</p> <p>(7) 【削除】</p> <p>(8) 【削除】</p> <p>2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の<u>一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものと</u>します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>3. 第11条2項1号の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をすることができ</u></p>	<p>(4) 暴力団関係企業</p> <p>(5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者</p> <p>(6) 社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人</p> <p>(8) その他前各号に準ずる者</p> <p>2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>(新設)</p>
---	--

ません。また、当社に損害が生じたときには、お客さまがその責任を負うものとします。

2010年10月1日改定

新	旧
<p>第32条 住宅融資保険</p> <p>住宅融資保険付保ありのお客さまは、当社を契約者として独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)を保険者とする住宅融資保険を付保したことおよび下記の各号について承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. お客さまが当社に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められた時に機構が当社に対し保険金を支払うこと2. 保険金の支払いにより当社から機構へ住宅ローン債権が移転(以下「保険代位」といいます。)すること3. 機構が当社に対し保険金を支払った場合でも、これによりお客さまの住宅ローン債務が消滅するものではなく、保険代位により機構が債権者となり当該債務の回収を行うこと4. 保険代位後、機構はお客さまに対する住宅ローン債権の管理回収を、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)に規定する債権回収会社に委託する場合があること	<p>第32条(削除)</p>

2010年1月31日改定

新	旧
<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none">1. ～ 5. 略6. 借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合、その端数日数の利息について	<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none">1 ～ 5. 略6. 借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合、その端数日数の利息について

は、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、第1回の元利金返済額に加えて返済するものとします。

7. 略

第32条 (削除)

個人信用情報機関への登録等

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間	(株)シーシービー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	【削除】
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	【削除】
銀行もしくは保証会社が加盟	当該利用日から1年を超え	【削除】

は、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、第1回目の元利金返済額に加えて返済するものとします。

7. 略

(新設)

個人信用情報機関への登録等

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	全国銀行個人信用情報センター	(株)シーシービー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	この申込による契約の契約期間中および契約終了後5年間
銀行もしくは保証会社が加盟	当該利用日から1年を超え	当該利用日から

する個人信用 情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	ない期間		証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	1年を超えない期間	6ヶ月間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	【削除】	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	【削除】	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	宣告日または決定日から7年間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	【削除】	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	【削除】	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から1年間
与信自粛申し出、その他の本人申告情報	—	【削除】	与信自粛申し出、その他の本人申告情報	—	登録日から5年間
与信自粛申し出、その他の本人申告情報	—	【削除】	与信自粛申し出、その他の本人申告情報	—	登録日から5年間
(2) 株式会社日本信用情報機構			(新設)		

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から5年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヶ月を超えない期間
官報情報	宣告日または決定日から7年間

2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームペ

2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりで

<p>ージに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人情報情報機関</p> <p>1. 全国銀行個人信用情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html Tel :03-3214-5020</p> <p>2. (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp Tel :0120-441-481</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関</p> <p>【削除】</p> <p>(株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp Tel :0120-810-414</p>	<p>す。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人情報情報機関</p> <p>1. 全国銀行個人信用情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html Tel :03-3214-5020</p> <p>2. (株)シーシービー http://www.ccbinc.co.jp Tel :0120-4400-29</p> <p>(2) (1) の 1. の機関と提携する個人情報情報機関</p> <p>1. (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp Tel :0120-441-481</p> <p>2. (株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp Tel :0120-810-414</p>
--	---

2009年7月1日改定

新	旧
<p>第1条 借入金利</p> <p>1. 本契約に基づいてお客さまに適用される金利は、借入金利といえます。借入金利は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。</p> <p>2. 当初借入金利は、ローン実行日現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。</p> <p>3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用できるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更できるものとします。</p> <p>4. 本条1項から3項にかかわらず、当社は、金融情勢の</p>	<p>第1条 借入金利</p> <p>1. 本契約に基づいてお客さまに適用される金利は、借入金利といえます。借入金利は、本条3項の金利優遇がなければ、当社所定の基準金利によるものとします。</p> <p>2. 当初借入金利は、ローン実行日現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。</p> <p>3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して優遇して適用できるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその優遇を中止または変更できるものとします。</p> <p>4. 本条1項から3項にかかわらず、当社は、金融情勢の</p>

変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更できるものとします。	変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更できるものとします。
---	---

2009年4月1日改定

新	旧
<p>第 11 条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p><u>(1) お客さまが第 11 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 11 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 11 条の 2 第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。</u></p> <p><u>(2) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</u></p> <p><u>(4) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 連帯保証人または本契約にもとづく債務の保証提携先に本項各号のいずれかの事由があるとき。</u></p> <p><u>(6) お客さまが本規定に違反したとき。</u></p> <p>3. ～4. 略</p>	<p>第 11 条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(2) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(3) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 連帯保証人または本契約にもとづく債務の保証提携先に本項各号のいずれかの事由があるとき。</p> <p>(5) お客さまが本規定に違反したとき。</p> <p>3. ～4. 略</p>
<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さまは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約</p>	<p>(新設)</p>

するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

(6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

(7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人

(8) その他前各号に準ずる者

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為